

公開用

令和6年2月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和6年2月8日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和6年2月8日 木曜日
II	場 所	市役所本庁舎 4階 委員会会議室
III	開 会	14時00分
IV	閉 会	15時11分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
委員	金森 良泰
委員	岡田 新司
委員	山口 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	篠原 直樹
学校教育部次長兼教育総務課長	成塚 淳一
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	佐山 宏樹
市民文化会館長	石塚 晴美
学務課長	澁谷 富雄
学校給食課長	柴山 伸之
教職員担当課長	瀬高 武夫
教育相談センター所長	山本 智英
学校教育部教育施設課施設担当主幹	金岡 伸晃
学校教育部教育施設課長寿命化推進担当主幹	原 正義

【社会教育部】

社会教育部長	小谷 啓敏
社会教育部次長兼社会教育課長	佐藤 篤実
社会教育部参事(兼)社会教育課 生涯学習推進担当課長(兼)視聴覚センター所長	野口 美明
社会教育部参事(兼)中央公民館長	矢野 仁史
文化財課長	中野 達也
郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男
スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五
中央公民館事業担当課長	川辺 孝

VII 書記

教育総務課 総務担当主幹	林 亮平
教育総務課 総務担当主査	伊藤 知子

VIII 署名委員の指名

岡田委員

IX 会議に附した議案

議案第 2 号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）

議案第 3 号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）

議案第 4 号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）

議案第 5 号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導教材）

議案第 6 号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 7 号 春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負変更契約の締結について

議案第 8 号 令和 5 年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について

議案第 9 号 令和 6 年度春日部市一般会計（教育費）予算について

報告第 1 号 春日部市準要保護就学援助臨時支援金支給事業実施要綱の廃止について

報告第 2 号 春日部市大風文化交流センター条例の制定について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

ただいまから2月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。岡田委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第2号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）を議題としますが、議案第2号は3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません。」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第2号について、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第2号 財産の取得の申し出につきまして、提案理由及びその内容につきまして、説明いたします。議案書1ページを御覧ください。

提案理由でございますが、小学校教師用指導書を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、春日部市長あて申出たく、提案いたします。

続きまして、別綴りになっております「議案第2号 財産の取得の申出について」〈別紙〉の1ページ目を御覧ください。

契約内容でございますが、小学校教師用指導書の取得予定金額は、消費税及び地方消費

税の額を含め、5,087万5,860円でございます。

取得の方法につきましては、教師用指導書は取扱書店が限定されていることから、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」の規定に基づく随意契約となります。

契約の相手方は、春日部市粕壁東二丁目3番39号、紅雲堂書店 代表 石川昭 でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

今回取得を予定している物品は、こちらの内訳のとおりとなります。

令和6年度からの小学校の教科書改訂に伴いまして、各教科の小学校教師用指導書を新たに取得するものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、議案第3号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第3号 財産の取得の申し出につきまして、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。議案書2ページを御覧ください。

提案理由でございますが、小学校教師用指導書を取得するため、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、提案するものです。

契約内容ですが、小学校教師用指導書の取得予定金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、1,635万6,430円です。

取得の方法は、先ほどの議案第2号と同様、随意契約となります。

契約の相手方は、春日部市中央一丁目43番地13 株式会社 酒井書店 代表取締役 酒井陽一 でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

今回取得を予定している物品は、こちらの内訳のとおりとなります。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。事務局に確認ですが、議案第2号と第3号から第5号までについて、公開または非公開の議案として取り扱いが異なる理由を教えてください。

澁谷学務課長

議案第2号については、取得金額が2,000万円を超えており、市議会の議決が必要であるため、今回、定例教育委員会においては非公開の議案として審議をお願いしております。一方、議案第3号、この後に御審議いただく第4号、第5号は、2,000万円以下であり、市議会の議決を要するものではないため、公開としているものです。

鎌田教育長

説明ありがとうございました。第2号議案のみ、今後、開会される予定の3月市議会定例会に上程するため、非公開としたということですね。

他に御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第4号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第4号、こちらは議案書4ページを御覧ください。

提案理由ですが、議案第3号と同様でございます。

契約内容ですが、取得予定金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、1,978万5,700円でございます。

取得の方法は、議案第2号と同様に随意契約となります。

契約の相手方は、春日部市西宝珠花47番地、宝珠堂 代表 中島信一 でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

今回取得を予定している物品は、こちらの内訳のとおりとなります。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第5号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導教材）を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第5号 財産の取得の申し出につきまして、提案理由及びその内容につきまして、説明いたします。議案書は6ページになります。

提案理由ですが、小学校教師用指導教材を取得するため、議案第3号と同様に提案するものでございます。

契約内容でございますが、消費税及び地方消費税の額を含め、1,729万3,353円でございます。

取得の方法は、議案第2号と同様、随意契約となります。

契約の相手方は、春日部市樋堀188番地6、春日部学校教材組合 代表 若林良雄でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

今回取得を予定している物品は、こちらの内訳のとおりとなります。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

水沼教育長職務代理者

財産の購入自体には、何ら支障はないのですが、一点確認させてください。

議案第2号から第5号にかけて、教師用指導書等の数にばらつきがありますが、これはどのように捉えればよいのでしょうか。

澁谷課長

指導書の購入については、教科や指導書の種類により、学校ごとに基準を設けております。例えば、国語については、1学級に対し1冊の指導書としているため、購入数は多くなります。一方、地図などは、1学年に1冊という基準であるため、購入数は少なくなります。このため、教科により購入数にばらつきが出るものでございます。

水沼教育長職務代理者

昨年、教科書を採択し、今回はその結果を踏まえて、指導書の購入になるかと思いますが、教科書と指導書の出版社は同一なのでしょうか。それとも、他出版社が発行するなど、指導書の種類は多数あるのでしょうか。

澁谷課長

すべて教科書と指導書の出版社は、同一となります。ただし、同一の出版社から、各科目の指導書等は複数発行されています。例えば、国語の場合、指導編、研究編、ワークシート集と複数の種類があり、学級ごとにそれぞれ取得するため、数量が大幅に増加します。

水沼教育長職務代理者

すべての教科、一律の基準で購入するのではないのですね。

澁谷課長

使用頻度が高いものはクラスごと、使用頻度が低いものは学年ごと、といったように、教科により基準は異なります。

水沼教育長職務代理者

例えば、議案第3号の内訳に記載してある「4 地図 教師用指導書（地図活用サポート編等）」は数量が8とあります。市内小学校は22校あるかと思いますが、この辺りはどのように捉えればよいのでしょうか。

鎌田教育長

議案第3号では、「1 国語 教師用指導書（総説編等）」が173冊、第4号では、同じ指導書が216冊となっているので、この辺りを分かりやすく説明していただければと思います。

澁谷課長

議案第2号における契約の相手方は紅雲堂となっておりますが、担当している学校は12校ございます。第3号、酒井書店が担当するのは4校、第4号、宝珠堂は5校担当しております。

岡田委員

今の説明でやっと理解することができました。今後は、取得方法の流れが分かりやすい丁寧な説明をお願いします。

鎌田教育長

議案第2号から4号までが同一件名であることについて、そもそもなぜ契約を分けているのか、2号のみが非公開で行うのはなぜか等、基本的な考え方の説明が必要だと思います。今後、この議案に関わらず、個々の説明だけでなく、全体像が分かるような説明に努めていただきますよう、お願いします。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導教材）、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第6号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について を議題としますが、議案第6号から議案第9号までは、3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません。」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第6号について、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部長（兼）教育総務課長

議案第6号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。提案理由ですが、教育長の期末手当の規定を改正したく提案するものでございます。

次に、条例の主な内容につきまして、説明いたします。議案第6号の別紙資料の1ページ目を御覧ください。

本条例につきましては、市長部局の条例と一括で改正するものでございまして、教育委員会で審議するものは、「第2条」となります。

第2条は、教育長の給与に関する条例を一部改正するものでございまして、期末手当の規定を「100分の220」から「100分の225」に改正するものでございます。

次のページを御覧ください。

附則につきまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用することとしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。確認ですが、今回、給与の規定を改正した理由・根拠を教えてください。

成塚学校教育部長（兼）教育総務課長

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、国の特別職の給与改定が行われています。

一般職の賞与改定に準じ、市長、教育長も併せて特別職の賞与も改定するものでございます。

岡田委員

市長、教育長等特別職の給与改定については、それを検討する組織があったかと思いますが、教育長はその検討組織ではなく、教育委員会会議で決定するという理解でよろしいのでしょうか。

成塚学校教育部長（兼）教育総務課長

人事課が所管する特別職の報酬検討委員会において、決定するものでございます。

篠原学校教育部長

補足でございますが、人事課が所管する特別職の報酬検討委員会において、市長、副市長、教育長の報酬の方向性を定めたいうえで、市議会に提案し承認いただきますと決定するといった流れでございます。なお、教育長の報酬については、その議案を提出するに当たり、本日、教育委員会会議に議案として上程しているものでございます。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

鎌田教育長

議案第6号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第7号 春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負変更契約の締結について を議題とし、説明を求めます。

石塚館長、お願いします。

石塚教育総務課担当課長（兼）市民文化会館長

議案第7号 春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事 請負契約の議決内容の一部変更について、提案理由及びその主な内容について 説明申し上げます。

議案書の9ページを御覧ください。

初めに、提案理由でございますが、令和5年9月議会で議決されました同請負契約の金額に変更が生じたため、3月議会に上程し変更契約を締結したく、提案するものでございます。

お手数ですが、別紙となっております資料の1ページを御覧ください。

変更の内容につきましては、当初の契約金額「3億2,318万円」を「3億2,987万200円」とし、「669万200円」の増額とするものでございます。

変更の理由といたしましては、国内の急激なインフレーションにより、工事材料費が高騰したため、その増額分を計上し、変更するものでございます。

以上、御審議のほど よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

岡田委員

今回のこの変更契約が最終になるのでしょうか。今後も受注者からの申出があれば、申し出どおり増額変更を続けていくのでしょうか。市民目線で考えて、理解を得られるのでしょうか。

石塚教育総務課担当課長（兼）市民文化会館長

今回が最終とは限りません。今後、急激な価格水準が変動した場合は、必要な変更契約を締結することとなります。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第7号 春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負変更契約の締結について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第8号 令和5年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について を議題とし、説明を求めます。

成塚次長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第8号 令和5年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及びその主な内容について説明いたします。

議案書10ページを御覧ください。

提案理由ですが、3月定例市議会に提案する令和5年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものです。

次に、補正予算の内容につきましては、本日、机上に配付しました別紙「令和5年度春日部市一般会計（教育費）補正予算及び事業別概要書 第10号」に基づいて説明いたします。

それでは、補正予算書1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、こちらは総括表です。歳入につきましては、市長部局の分と合算して表示しており、教育委員会の補正額はこの一部となります。

次に、3ページを御覧ください。歳出ですが、10款、教育費、補正前の額、88億5,041万2千円から、4億8,305万5千円を増額し、補正後の額を93億3,346万7千円とするものです。

次に、4ページを御覧ください。第3表、繰越明許費補正、こちらは学校政策企画事務をはじめ4件について、追加をします。

次に、5ページを御覧ください。第4表、地方債補正、こちらは小学校校舎トイレ改修事業及び小学校体育館耐震対策事業の2件について追加するとともに、公民館エレベーター更新事業及び正風館改修事業の限度額を変更するものです。

次に、歳出の事業別概要について、主な内容について説明いたします。

8ページを御覧ください。最上段、学校政策企画事務、110万円の増は、温水プール（学校教育優先）整備基本構想策定業務委託において、新たに調査検討を行う必要が生じたため、補正及び繰越しするものです。

同じく8ページの上から2段目、教育センター管理事務、1,872万7千円の減、次の段、市民文化会館運営事業、3,920万7千円の減、9ページ、上から2段目、小学校運営事業、1億3,758万7千円の減は、需用費等に不用額が生じたため、補正するものです。

この他にも、同様の理由で大幅な不用額が生じているものがございますが、これは、主に電気代が見込みほど高額にはならなかったため、その減額補正を行ったものです。

9ページ、上から4段目、小学校要保護及び準要保護就学援助事業、1,297万8千円の減は、支給対象児童数が減少したため、補正するものです。

10ページを御覧ください。最上段、小学校体育館耐震対策事業、1億5,604万5千円の増は、小学校体育館耐震対策工事を実施するため、補正するものです。

その次、小学校校舎トイレ改修事業、7億9,088万5千円の増は、小学校校舎トイレ改修工事を実施するため、補正するものです。

その次、上から3段目、中学校運営事業、8,132万3千円の減は、小学校と同様、需用費等に不用額が生じたため、補正するものです。

次に、12ページを御覧ください。上から4段目、公民館運営事業、4,100万5千円の減、最下段、正風館運営事業、1,411万9千円の減は、先ほどと同様、主に電気料に不用額が生じたため、補正するものです。

次に、14ページを御覧ください。下から2段目、大風マラソン大会実施事業、1,400万円の減は、新型コロナウイルス感染症対策経費が当初見込みよりも減となったため、補正するものです。

最後に、15ページを御覧ください。体育施設運営事業、4,676万4千円の減は、公有財産購入費等に不用額が生じたため、補正するものです。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

事業費の確定に伴う不用額の精算にかかる補正が多く、議案が多いように感じますが、事業内容の変更等に伴う補正は、８ページ、温水プールで調査検討を追加で実施すること、１０ページ、体育館の耐震補強、トイレ改修を実施することが該当するかと思います。これに対し、何か御質問はありませんか。

水沼委員

体育館の耐震補強、トイレ改修を実施する学校を教えてください。

金岡教育施設課施設担当主幹

体育館は、幸松小学校、トイレ改修は、桜川小、川辺小、牛島小で予定しております。

鎌田教育長

他に御質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。議案第８号 令和５年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第８号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第９号 令和６年度春日部市一般会計（教育費）予算について を議題とし、説明を求めます。成塚次長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第９号 令和６年度春日部市一般会計（教育費）予算について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書１１ページを御覧ください。

提案理由ですが、３月定例市議会に提案する、令和６年度春日部市一般会計予算に教育費予算を要求したく、提案するものです。

本日、机上に配布いたしました、別紙「令和６年度春日部市一般会計（教育費）予算書及び事業別概要書」に基づき、内容を説明いたします。なお、クリップを外していただくと、主な歳出についてまとめた参考資料を添付しております。こちらは、予算書の内容を分かりやすくまとめたものですので、概要書と併せて御覧ください。

それでは、概要書1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算、こちらは総括表です。歳入は、市長部局の分と合算されておりまして、教育委員会の歳入はこの一部となります。

次に、4ページを御覧ください。令和6年度教育費予算総額は、133億4,187万7千円です。資料にはありませんが、前年度比率にして、57.4%の増です。一般会計における教育費の割合は、14.8%です。

次に、歳出の事業別概要について、学校教育部、社会教育部それぞれから説明させていただきます。はじめに、学校教育部分の主な内容について、前年度対比で大きく増減のありました項目について説明いたします。15ページを御覧ください。

一番下、学校政策企画事務、861万円の減は、令和5年度の温水プール（学校教育優先）整備基本構想策定業務委託料が、翌年度繰越しとなり、委託料の計上が不要となったことによるものです。

次に、16ページ、最上段、市民文化会館運営事業、1億5,003万8千円の増は、市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負費等を計上したことによるものです。

17ページ、最上段、学校教育支援事業、3,327万5千円の増は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当の昇給分、勤勉手当皆増に係る増分を見込んだこと、また、特別支援学級助手及び看護師、それぞれ1名の増員によるものです。

18ページ、最上段、教育相談センター運営事業、453万1千円の増は、教育相談センター本館の修繕費を計上したことによるものです。

19ページ、3段目、部活動指導員配置促進事業、272万2千円の増は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の昇給分及び3名増員によるものです。

20ページ、最上段、小学校運営事業、1,848万9千円の減は、光熱水費・電気料について、契約プランの見直しにより、単価の下落を見込んだものです。

同ページ、最下段、小学校情報教育推進事業、8,573万8千円の減は、1人1台端末の導入に伴うパソコン室の情報機器の削減によるものです。

21ページ、最上段、小学校施設維持・管理事業、615万円の増は、施設の老朽化や機能劣化による危険個所の修繕費等を計上したことによるものです。

同ページ、最下段、小学校教科用図書等整備事業、1億838万5千円の減は、教科書改訂に伴う令和5年度分の購入が終了したことにより、減額するものです。

22ページ、最下段、小学校避難所環境整備事業、8億300万円の増は、避難所の空調設備を整備することで、避難者の環境改善を図るため、設計委託料、監理委託料及び工事請負費を計上したことによるものです。

23ページ、最上段、中学校運営事業、3,288万5千円の減は、光熱水費・電気料について、契約プランの見直しにより、単価の下落を見込んだものです。

同ページ、3段目、中学校情報教育推進事業、2,417万9千円の減は、1人1台端末の導入に伴う、パソコン室の情報機器削減によるものです。

同ページ、最下段、中学校施設維持・管理事業、3,696万9千円の減は、春日部南中学校防球ネット増設工事が完了したことにより、削減するものです。

24ページ、上から3段目、中学校教科用図書等整備事業、8,723万5千円の増は、令和7年度の教科書改訂に伴う、教師用教科書等の買い替えによるものです。

同ページ、最下段、中学校体育館耐震対策事業、1,795万2千円の増は、地震発生時に落下するおそれがある外壁等の耐震対策に向けた設計委託料を計上したことによるものです。

25ページ、最上段、中学校等施設長寿命化推進事業、23億6,189万4千円の増は、葛飾中学校リノベーション工事の工事費等を計上したことによるものです。本事業については、別紙を用意しましたので、御参照ください。

次の段、中学校等校舎トイレ改修事業、936万8千円の増は、中学校校舎トイレ改修に向けた設計委託料を計上したことによるものです。

次の段、中学校避難所環境整備事業、9億2,400万円の増は、避難所の空調設備を整備することで、避難者の環境改善を図るため、監理委託料及び工事請負費を計上したことによるものです。

次の段、小学校給食運営事業、4,501万3千円の増、さらにその次の段、中学校給食運営事業、2,255万2千円の増は、物価高騰に伴う、賄材料費の増額分を、計上したことによるものです。

26ページ、最上段、給食センター運営事業、3億2,117万円の増は、経年劣化に伴う大型調理機器の購入費を計上したことによるものです。

次の段、学校給食費管理事務、7,972万9千円の増は、物価高騰に伴う学校給食費助成金を計上したことによるものでございます。

以上、学校教育部所管分です。

鎌田教育長

続いて、佐藤次長、お願いします。

佐藤社会教育部次長（兼）社会教育課長

続きまして、社会教育部所管分の主な内容につきまして、同じく、前年度対比で大きく増減のありました主な事業について、お手元の事業別概要書と資料をもとに説明申し上げます。27ページの最下段を御覧ください。

芸術文化振興事業の12万6千円の増は、芸術文化ホームページが設置されたサーバーの通信機器使用料のほか、芸術文化講演会の講師謝礼や市展開催に係る郵便料等の増額によるものでございます。

次に、28ページ上段、公民館運営事業の5,599万円の増は、武里市民センター運営事業及び正風館運営事業を統合したことによるものでございます。

その一段下、公民館設備改修事業の2億81万8千円の増は、中央公民館の受電設備改修工事及び庄和市民センター正風館のリノベーション工事に係る経費の増額によるものでございます。

次に、3段目、図書館運営事業の2,731万9千円の減は、中央図書館電動書庫の動力装置等の更新修繕が終了したことに伴う施設修繕料の減や、図書館システムを再リースすることによる借上料の減などによるものでございます。

次に、29ページ上段、視聴覚センター運営事業の216万7千円の増は、令和6年4月から視聴覚センターの施設の一般貸出しを午後10時まで延長することに伴う、施設の夜間管理業務委託料の増額によるものでございます。

次に、29ページ下段、郷土資料館運営事業の1,760万9千円の増は、旧宝珠花小学校の跡地を活用した（仮称）大風文化交流センターの開所に向けて、市内各所に保存管理しております各種の郷土資料の運搬、及び資料の収蔵のための備品購入の増額によるものでございます。

次に30ページの3段目、史跡神明貝塚保存活用事業では、2,549万6千円の増となります。令和5年度より、史跡範囲の公有地化に着手しておりますが、令和6年度には10名19筆、総面積7,984㎡の用地購入をはじめ、史跡の適正な保存管理に向け、除草や防草シート、仮囲いの設置に係る経費の増額によるものでございます。

次にその一段下、教育センター管理事務では1億4,395万5千円の増となります。教育センターを管理していた教育総務課の執務室が新本庁舎へ移転したことに伴い、社会教育課生涯学習担当（視聴覚センター）に教育センターの管理事務が移管されることにより増額となるものです。令和6年度は、新たに教育センターの再整備に向けた基本計画・実施計画の業務委託を行います。

次に、32ページ上段、大風マラソン大会実施事業、900万円の減は、新型コロナウイルス感染症対策の見直し等に伴う事業費の減額によるものでございます。

次に、同じページの2段下になります、小中学校体育施設開放事業、584万5千円の増は、大增中学校における夜間照明施設修繕料の増額によるものでございます。

最後に、その一段下、体育施設運営事業、2,187万7千円の減は、大沼陸上競技場リニューアルに伴う設計委託料の減額によるものでございます。

以上が、令和6年度一般会計予算の教育費のうち、社会教育部所管分にかかる主な内容についての説明でございます。

よろしく御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

来年度、いよいよ葛飾中学校の長寿命化工事を実施していくこと、小・中・義務教育学校の体育館へのエアコン整備など大型の事業が予定されていることから、予算が大幅に増となっております。何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。議案第9号 令和6年度春日部市一般会計（教育費）予算について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第1号 春日部市準要保護就学援助臨時支援金支給事業実施要綱の廃止について、説明を求めます。

澁谷課長、お願いします。

澁谷学務課長

報告第1号 春日部市準要保護就学援助臨時支援金支給事業実施要綱の廃止について、報告いたします。議案書12ページを御覧ください。

この度、要綱の廃止に至った理由・経緯でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就学援助費受給世帯の生活を支援するため臨時の支援措置として実施した事業でございますが、新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、要綱を廃止するものでございます。

報告第1号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第2号 春日部市大風文化交流センター条例の制定について でございますが、報告第2号は、3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議ありません。)

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、報告第2号について、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財課長

報告第2号 春日部市大風文化交流センター条例の制定について、報告申し上げます。議案書14ページを御覧ください。

平成31年3月に閉校しました旧宝珠花小学校につきましては、令和3年2月に旧宝珠花小学校跡地活用基本計画を策定し、大風文化交流センターとして活用するため、現在、改修工事を実施しております。

本施設の設置及びその管理に関する事項を定めるため、地方自治法第244条の2第1項に基づき、春日部市議会令和6年3月定例会に、春日部市大風文化交流センター条例の制定を市長が提案する予定であり、教育委員会が所掌する事務と関連する条項がございますので、報告させていただきます。

報告第2号の別紙資料、条例案を御覧ください。

第1条、施設の設置目的として、地域の文化的交流を促進し、観光の振興、大風文化の継承及び郷土意識の醸成を図り、もって地域社会の発展に寄与するため、春日部市大風文化交流センターを設置することとしております。

そのため、第3条第1項第2号の業務として、郷土資料の保管および展示に関することを規定し、施設の所管は環境経済部観光振興課でございますが、郷土資料の保管および展示については社会教育部文化財課が所掌する予定でございます。

次に、2ページ、第8条には、センターの開所時間等を規定し、郷土資料の展示室の観覧時間を、郷土資料館に準じ、午前9時から午後4時45分までとしております。

続きまして、別表が記載されております7ページ、条例の施行期日でございますが、附則1でお示しのとおり、令和6年8月1日を予定しています。

なお、令和5年10月から11月に施設の愛称の一般公募を行い、64名から95件の応募をいただきました。確定後は広報かすかべ5月号での公表を予定しております。

報告第2号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

篠原学校教育部長

3月定例会につきましては、3月26日、火曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、2月定例教育委員会を閉会いたします。